

農 総 第 1533 号

平 成 26 年 10 月 3 日

関係機関の長 殿

沖縄県農林水産部長  
(公印省略)

### 指名停止について (通知)

みだしのことについて、「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名審査会に関する要領」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり指名停止を行ったので通知します。

#### 記

#### 1 対象業者

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) (有)長浜建設            | 浦添市仲西2-3-15 |
| 47-000391              | 代表者 長濱 忠盛   |
| (土木A、建築D、とび土工、塗装、水道施設) |             |
| (2) 沖縄ピーシー(株)          | 那覇市旭町112-1  |
| 47-009267              | 代表者 山田 薫    |
| (土木A)                  |             |
| (3) (株)平成重車輛           | うるま市州崎7-39  |
| 47-010128              | 代表者 仲嶺 哲夫   |
| (土木D、とび土工)             |             |

#### 2 指名停止期間

平成26年10月3日 ～ 平成27年1月2日 (3ヶ月)

#### 3 指名停止理由

「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」第6条第1項の規定に基づく別表第1第5号「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当する。

#### 4 指名停止の対象

沖縄県農林水産部が発注する全ての工事 (下請けを含む)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (有)長浜建設 浦添市仲西2-3-15  
47-000391 代表者 長濱 忠盛  
(土木A、建築D、とび土工、塗装、水道施設)
- (2) 沖縄ピーシー(株) 那覇市旭町112-1  
47-009267 代表者 山田 薫  
(土木A)
- (3) (株)平成重車輛 うるま市州崎7-39  
47-010128 代表者 仲嶺 哲夫  
(土木D、とび土工)

2 指名停止措置期間

平成26年10月3日 ~ 平成27年1月2日 (3ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県農林水産部が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

有限会社長濱建設(元請)、沖縄ピーシー(株)(1次下請)、新丸(株)(2次下請)、平成重車輛(3次下請)は、中部土木事務所発注の「3・4・8パイプライン線街路改良工事(H25-1)」において、平成26年1月13日、橋桁運搬中に国道330号において、ポールトレーラー後部台車が対向車線にはみ出したことにより、対向車両2台に衝突し6人を死傷させる事故を起こした。  
また、このことに関する沖縄総合事務局の告発により、事故車両において道路法に基づく特殊車両通行許可条件である誘導車の配置を適正に行っていなかったことが確認された。

5 指名停止措置理由

道路法に基づく特殊車両通行許可条件である誘導車の配置を適正に行わず特殊車両を運行させ、結果、引き起こした事故については、「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領(以下「指名停止要領」という。)」第6条第1項に基づく別表第1第5号の「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当すると認められることから、上記3社に対しそれぞれ3ヶ月の指名停止措置を行う。

指名停止措置要領別表第1

| 措 置 要 件  | 期 間                      |
|--|--------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヶ月以上6ヶ月以内 |